

辰野町プレミアム付デジタル商品券利用者規約

第1条（総則）

本規約は、辰野町プレミアム商品券事務局が発行する「辰野町プレミアム付デジタル商品券」の購入及び利用につき定めるものです。

第2条（定義）

本規約において利用する用語の定義は、次のとおりとします。

1 「事務局」

辰野町からの委託により受託者が設置する辰野町デジタルプレミアム商品券事務局を指します。

2 「取扱加盟店」

事務局が定める「加盟店規約」を承諾のうえ所定の申込書にて本事業の加盟店申込を行い、事務局が承認した個人、法人及び団体を指します。

3 「商品券」

辰野町の物価高騰対策家計支援事業の実施に当たり発行される、あらかじめ定める期間内で取扱加盟店において、利用可能なプレミアム付き電子商品券を指します。

4 「利用者」

商品券を取扱加盟店で利用する者を指します。

5 「商品券取引」

利用者が取扱加盟店での物品及び役務の提供等を受けた場合、その価額を商品券で決済することを指します。

6 「商品券精算」

取扱加盟店と事務局が、商品券取引により生じた決済額を精算することを指します。

7 「二次元バーコード」

商品券取引に際し、事務局が発行するQRコード等の番号、記号その他の符号であって、事務局が定めた「加盟店規約」に従って事務局が取扱加盟店に発行し、取扱加盟店を特定するための情報、その他取扱加盟店における商品券取引に必要な情報を記録したものを指します。

（「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です）

8 「公式サイト」

商品券の広報・案内の窓口となるウェブサイトのことを指します。

9 「購入サイト」

商品券を購入するためのウェブサイトのことを指します。

第3条（商品券の購入）

1 商品券の購入及び利用には、通信可能なスマートフォン、パソコン等（以下「通信端末」という。）が必要となります。

2 商品券は、本規約の内容を確認し、承諾した方のみ、購入サイトから事務局が指定する決済方法により、オンラインで購入することができるものとします。

3 利用者は、最大で5万円（5口）まで商品券を購入することができるものとします。（抽選の結果、抽選申込時の口数を下回る口数が購入可能口数となる場合があります。）

4 同一のアカウントから複数の抽選申込を行った場合、最新の抽選申込が有効となり、当該抽選申込より前に行われた抽選申込は無効となります。

5 抽選の結果通知される購入可能口数を下回る口数での購入はできません。

6 対象となる利用者は電子クーポンの抽選申込期間において、辰野町に住民登録のあるものとします。

7 商品券は総額13,000円分を10,000円で購入出来る仕様とし（3,000円をプレミアム分として扱う。）ます。

8 商品券の購入に際しては、氏名、住所、生年月日、その他特定の個人を識別できる情報を利用者情報として、正確に登録するものとします。

9 事務局は、登録された利用者情報に基づき、アカウントの割り当てを行い、アカウントに対するID及びパスワード

ドを利用者に提示するものとします。

10 事務局は、購入サイト上の購入完了画面をもって商品券を利用者へ引き渡すものとし、利用者は、割り当てられたアカウントに紐づく、マイページ画面において、商品券の購入及び利用状況を確認することができるものとします。

11 事務局は、第7項に違反して、虚偽の利用者情報を登録または登録しようとした者に対して、商品券購入の拒否または購入済みの商品券の無効化、その他必要な措置を取ることができるものとします。

また、事務局は、登録情報に虚偽、誤り、または記入漏れがあったことにより利用者に損害が生じたとしても、一切の責任を負わないものとします。

12 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合、速やかに登録情報の変更を行うものとします。登録情報の変更がなされなかったことにより利用者に生じた損害について、事務局は、一切の責任を負わないものとします。また、変更がなされた場合でも、変更前にすでに手続きがなされた取引は、変更前の情報に基づいて行われるものとします。

第4条 (ID 及びパスワード)

1 購入サイトの ID 及びパスワードは、他人に知られることがないよう利用者が責任をもって管理するものとします。

2 事務局は、ID 及びパスワードの組合せが利用者の登録したものと一致することを所定の方法により確認した場合、利用者による利用があったものとみなします。

3 辰野町及び事務局は、利用者の責に帰すべき事由により、利用者に割り当てたアカウントが第三者に不正利用されたことで生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

第5条 (利用者の負担)

商品券の購入及び商品券取引に係る通信端末の通信料・接続料等は、利用者が負担するものとします。

第6条 (商品券購入における留意事項)

1 利用者は、利用を希望する店舗が、取扱加盟店であること、且つ、利用者の通信端末の通信可能エリア内にあり商品券取引が可能であることを自己の責任において確認の上、商品券を購入するものとします。なお、取扱加盟店は、本事業の全実施期間を通じて登録又はその抹消を随時行うことができます。

2 購入金額の支払いは、事務局が定める決済手段のみとなります。なお、支払いに利用する決済名義は、利用者名義と一致するものとします（利用者が未成年の場合等であって、その保護者等が決済名義となる場合を除く。）。

3 いかなる事情があっても、購入済みの商品券の払戻しは行わないものとします。

第7条 (商品券取引)

1 利用者は、商品券取引に際し、事前に前条第1項による確認を行うものとします。

2 利用者は、取扱加盟店で自身の通信端末を使って、二次元バーコードを読み取ることにより、表示される入力画面に任意の決済金額を入力し、商品券決済完了画面を提示することで、商品券取引を行うものとします。

3 利用者は、残額の範囲内で1円単位にて商品券取引を行うことができるものとします。

4 利用者は、商品券取引を完了する前に、取扱加盟店名、利用金額を必ず確認するものとします。

5 商品券取引において、いかなる場合であっても、現金での釣り銭は支払われません。

6 商品券取引後、取引を取消しして現金で返金を受けることはできませんが、事務局が別途示す手順により決済金額の修正を行うことができるものとします。

7 商品券取引において、不足額が生じる場合、その不足分を現金等により支払うこととします。

8 商品券取引の対象にならないものは下記のとおりとします。

(1) 公共料金又は公租課税の支払い

(2) 換金性の高い商品（商品券、ビール券、図書券、切手、印紙など）代金の支払い

(3) たばこ事業法第2条第1項第3号に規定するたばこの購入代金の支払い

(4) 不動産取引

(5) 出資や債務の支払い

(6) 仕入等の事業用取引

- (7) 公的医療保険または公的介護保険の自己負担部分
- (8) 電子マネー等へのチャージ
- (9) その他、辰野町または事務局が不適切と認められる支払い

第8条（利用者の遵守事項）

- 1 利用者は、第三者のアカウントを利用して、商品券を購入してはならないものとします。
- 2 利用者は、取扱加盟店が商品券を不正に利用することを知りながら、商品券取引を行ってはならないものとします。
- 3 利用者は、虚偽の利用者情報を登録するなど不正購入が疑われる場合に事務局が行う調査に協力を求められた際は、これに協力するものとし、事務局の求めに応じて証拠となる資料を提出しなければならないものとします。
この場合、調査結果によっては、商品券が無効化されることをあらかじめ承諾するものとします。
- 4 利用者は商品券を第三者に譲渡（交換・転売を含む）もしくは貸与すること、第三者から譲り受けることはできません。
- 5 利用者は、違法、不正利用または公序良俗に反する目的で商品券取引を行わないものとします。

第9条（加盟店との紛争）

利用者は、取扱加盟店から購入した商品もしくは権利、または提供を受けた役務の瑕疵、欠陥、不履行その他利用者と加盟店との間に生じる取引上の一切の問題については、取扱加盟店との間で解決するものとし、辰野町及び事務局はその責任を負いません。

第10条（商品券の有効期限・利用可能期間）

- 1 商品券の有効期限・利用可能期間は、商品券を取得した日から、事務局が定める期日までとします。
- 2 有効期限は、通信端末で確認することができます。
- 3 有効期限を経過した場合、商品券の利用は一切できなくなります。

第11条（個人情報等の収集及び利用）

事務局は、本事業を通じて収集された個人情報の利用・管理・共同利用等について、「個人情報の保護に関する法律」および「個人情報の保護に関する法律施行条例」及び株式会社JTB(本事業受託者)が定める「個人情報保護方針」に基づき、次のとおり適切に取り扱うものとします。

1 個人情報とは、商品券購入において提供を受けた、氏名、住所、生年月日、電話番号、Eメールアドレス、性別、商品券の利用店舗、利用日、利用金額等、特定の個人を識別できる情報をいいます。

2 個人情報の共同利用

（1）共同利用することのある項目

- ①氏名、住所、生年月日、電話番号、Eメールアドレス、性別、商品券の利用店舗、利用日、利用金額等、特定の個人を識別できる事項
- ②お問い合わせに関する事項
- ③サービス提供に関する事項

（2）共同利用の目的

- ①本事業の運営及びサービス提供
- ②サービス内容の充実・改善・新サービス提供を目的とした分析
- ③電子メール等の通知手段による情報発信
- ④利用者からのお問い合わせ等に対する適切な対応
- ⑤その他上記各利用目的に準ずるか、これらに密接に関連する目的
- ⑥上記、目的をサポートする為の事務局からの一部業務委託会社による利用

（3）共同利用する者の範囲

- ①辰野町
- ②第12条(業務委託)の規定に基づく受託会社

3 個人情報の利用制限

個人情報の収集目的を越えた利用及び第三者への情報提供は、「個人情報の保護に関する法律」および「個人情報の保護に関する法律施行条例」で定める場合を除き、一切いたしません。

ただし、統計的に処理された利用者属性等の情報については、個人情報を一切含まないものに限り、公表することがあるものとします。

4 個人情報の管理

収集した個人情報については、辰野町及び事務局が厳重に管理し、漏洩、不正流用、改ざん等の防止に適切な対策を講じるものとします。

第12条（業務委託）

事務局は、商品券の運営管理業務の一部を第三者に委託することがあります。

第13条（サービスの停止または中止）

1 事務局または取扱加盟店は、以下の各号に掲げる事由があると判断した場合には、商品券に係るサービスの全部または一部を停止または中止することがあります。

- （1）天災地変、停電、システム障害、通信障害、二次元バーコードの読み取り不能等、本サービスを提供することができない場合
- （2）システムの保守・点検等により、本サービスに関するシステムを停止する必要がある場合
- （3）本サービスが犯罪に利用された疑いがある場合
- （4）その他やむを得ない事由が生じた場合

2 前項により生じた利用者の損害等について、辰野町及び事務局は一切の責任を負いません。

第14条（利用者に係る一時停止または中止）

1 事務局または取扱加盟店は、利用者が、以下の各号のいずれかに該当すると判断したときは、事前に通知することなく、当該利用者の商品券取引を一時停止または中止することがあります。

- （1）本規約に違反し、または違反したおそれがある場合
- （2）商品券を違法もしくは不正に入手した場合
- （3）商品券の利用状況に照らし、利用者として不適格である場合
- （4）商品券利用者情報の登録において虚偽が発覚した場合

2 前項により生じた利用者の損害等について、辰野町及び事務局は一切の責任を負いません。

第15条（反社会的勢力の排除）

1 利用者は、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これに準ずる者（以下、これらを総称して「暴力団員等」といいます。）に該当しないこと、及び、以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来に渡っても該当しないことを確約します。

- （1）暴力団員等が自己の経営を支配していると認められる関係を有すること
- （2）暴力団員等が自己の経営に実質的関与していると認められる関係を有すること
- （3）自己もしくは第三者の不正利益を図る目的または損害を加える目的をもってするなど不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- （4）暴力団員等に対して資金を提供、または便宜供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- （5）自己、自己の役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2 利用者は、自らまたは第三者を利用して以下の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

- （1）暴力的な要求行為
- （2）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （3）取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

3 事務局は、利用者が前各項の確約に反し、または反していると疑われる場合、催告その他何等の手続きを要することなく、利用者の保有する商品券残高について、利用資格を取り消すことができます。なお、事務局は、かかる疑いの内容及び根拠に関して説明する義務を負わず、また、利用資格の取り消しに起因して利用者に損害等が生じた場合であっても、責任を負いません。

4 前項の場合、当該利用者の保有する商品券残高は失効するものとし、払戻しはいたしません。

第16条(商品券の終了)

事務局は、天災地変、社会情勢の変化、法令の改廃、その他技術上または営業上の判断等の理由により、商品券を全面的に終了することがあります。この場合、所定のウェブサイトに掲示する等の方法により利用者に周知する措置を講じます。

第17条(規約の変更)

本規約を変更する場合、事務局は、購入サイトに掲示する等の方法により一定の予告期間をもって変更後の規約を周知することとし、当該予告期間の経過をもって、当該変更後の規約が適用されるものとします。

第18条(合意管轄裁判所)

利用者は、商品券に関して本事業体との間に紛争が生じた場合、長野地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに同意します。

第19条(準拠法)

本約款に関しては、全て日本国内法が適用されるものとします。

附則

(施行期日) 本規約は、2026年8月10日から適用します。

(お問い合わせ窓口)

商品券に関するお問い合わせは、下記窓口までご連絡ください。

辰野町デジタルプレミアム商品券事務局(サポートセンター)

電話 026-217-2708(受付時間: 平日10:00～12:00 / 13:00～17:00)

お盆期間休業: 2026年8月13日(木)～2026年8月16日(日)[8月17日(月)より通常営業]